

第6章 市民が主役の景観づくりに向けた取組

鈴鹿市景観計画では、本市の特性を踏まえて景観類型を設定し、各類型の景観形成の方針を定めています。これをより詳細に検討し、具体的に鈴鹿らしい景観を作っていくためには、地区別景観づくり計画を策定し、景観法に基づく各種制度等の活用を図りながら、市民が主役となって、自ら景観づくりを進めることが重要となります。このことが地域の景観空間を魅力的なものに創造する最も重要な方策と考えています。

1 地区別景観づくり計画の策定の仕組み

地区別景観づくり計画は、地域の特性に合わせて、景観法上の様々な制度等を活用することで、市民の主体的な景観づくり活動を支援することを目的としています。市の個性を彩る景観軸・拠点などについて、住民と協働して、地区別景観づくり計画を策定することで、鈴鹿らしい良好な景観を保全・創出していきます。

(1) 地区ごとの景観づくりの進め方

景観づくりは、それぞれの地区の実情に応じて様々な取組が考えられます。どの場合においても、各種制度等を総合的かつ一体的に活用していくことが重要です。

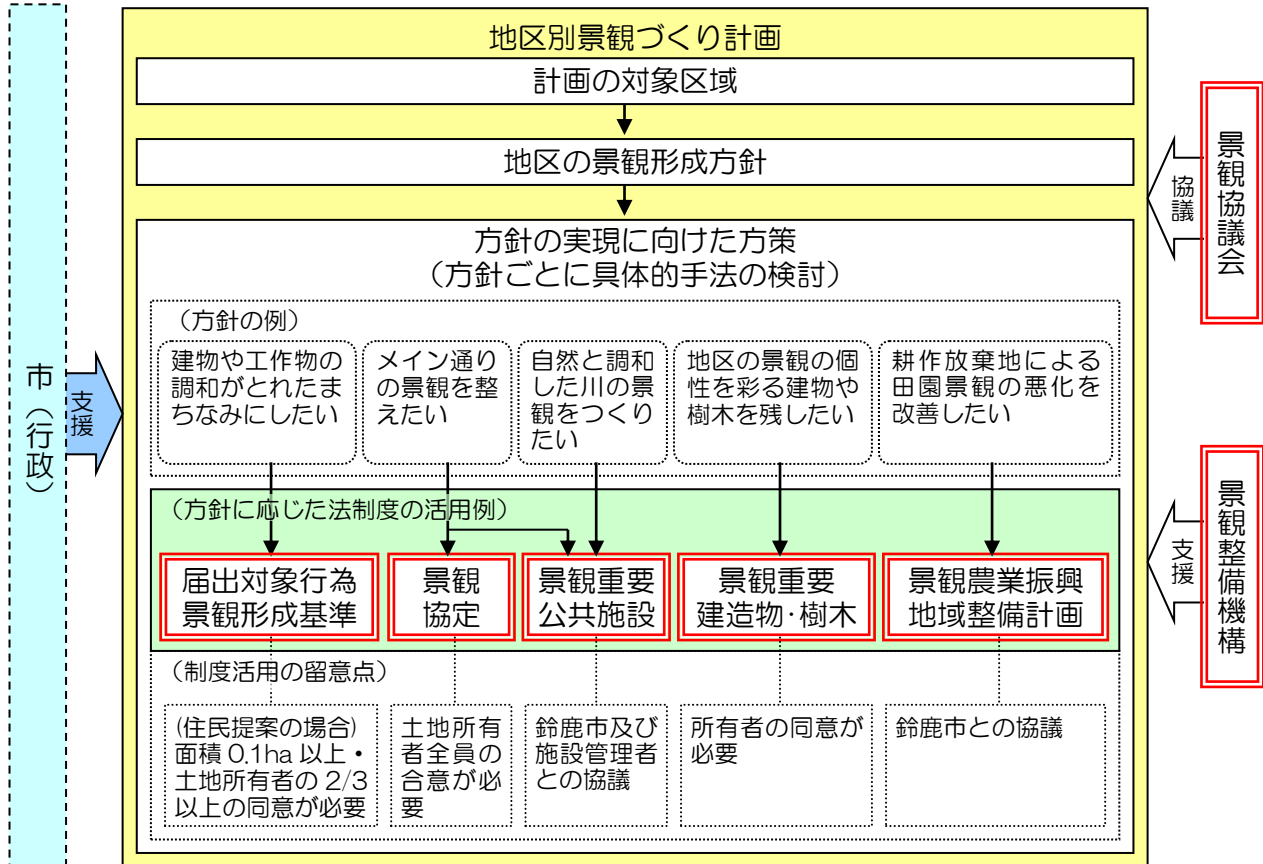
それぞれの景観づくりの取組に応じて地区別景観づくり計画を策定します。当該計画の定めることができる事項として、次に掲げる事項があります。ただし、それぞれの取組に応じて事項を追加することができます。

《地区別景観づくり計画》

- (1) 地区の現状・景観特性
- (2) 地区の区域
- (3) 景観形成の目標
- (4) 景観形成の方針
 - 1) 土地利用
 - 2) 地区施設の景観形成
 - 3) 建築物の景観形成（「住宅等の修景」も含む）
 - 4) 緑化に関する景観形成
 - 5) 色彩等の景観形成
 - 6) 景観管理（「景観づくり活動」も含む）
 - 7) 外構部に関わる景観形成
 - 8) 広告物・サイン等に関する景観形成
 - 9) 夜景に関する景観形成
 - 10) 景観資源の保全・活用
- (5) 景観形成基準（良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項）
- (6) 修景基準（景観形成基準に適合した上で、歴史的まちなみを継承するため、より積極的に魅力ある景観形成に寄与する基準）
- (7) 屋外広告物の基準（屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項）

以下に，地区別景観づくり計画の内容について，イメージを示します。

【地区別景観づくり計画の内容のイメージ】



注）図は，これまでに示した各種制度等の活用について，イメージ的に分かりやすく表現するためのものであり，全ての地区別景観づくり計画に当てはまるものではありません。

(2) 計画策定に向けた庁内連携

市民によるまちづくり活動は、主に地域の活性化や生活環境の向上などを目的として行われますが、その中には景観に関する要素も多く含まれています。市民のまちづくり活動は、市街地再開発事業などに伴う計画づくりの活動や自治会などによる自治活動など多岐にわたり、行政内部においてもそれらを担当する部署は様々です。そのため、景観づくりと一体となったまちづくり活動が進められるよう、関係部署が連携し、積極的な地区別景観づくり計画の策定を推進します。

(3) 市民自らの発意による計画策定への支援

市民自らの発意により、様々な制度を活用した地区別景観づくり計画を策定しようとする場合には、それぞれの制度に求められる基準を満たすことが認められた上で、計画策定に向けて積極的に支援します。

一定の地区内の土地所有者等が、計画策定を目的に、市の認定を受け、景観形成協議会を設立することができます。この場合には、計画策定に向けて当該協議会に技術的援助等を行います。

(4) 景観アドバイザー派遣制度の設置

市民主体による計画策定とその運用を支援するとともに、市の景観施策を推進するため、景観等に関する専門的知識を有する人材をアドバイザーとして派遣する制度を設置します。

アドバイザーは景観等に関する専門家や地域の実情について熟知していることが望ましいため、地元の建築家や、地区別景観づくり計画の策定に主体的に関わった市民などを選任することが考えられます。

(5) 景観計画提案制度による計画策定の促進

景観計画提案制度は、景観法第11条に基づき、景観形成協議会のほか、土地所有者やまちづくりNPOなどが、一定の条件を満たした場合に景観計画の策定又は変更を提案することができる制度です。市は景観計画提案制度に基づき提案された地区別景観づくり計画案を景観計画に位置づけます。

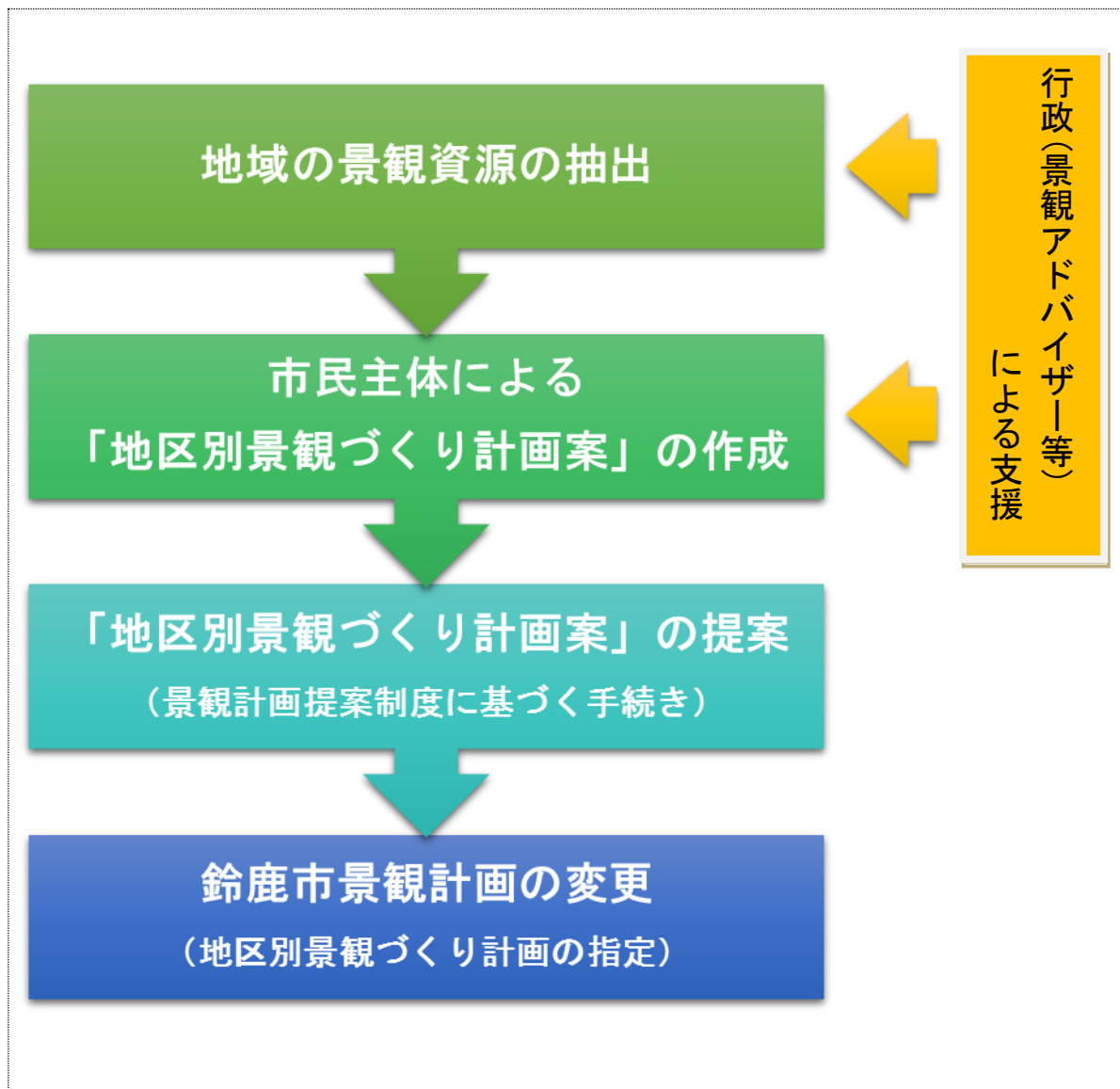
そこで、当該計画案の作成を促進するため、景観計画提案制度の地区の規模面積の規定を引き下げることにより、小規模であっても地区別景観づくり計画の提案ができるようにします。

また、良好な計画的市街地の形成を図るため、土地所有者等が都市計画提案制度に基づく地区計画の提案をしようとする場合、その提案に合わせて、良好な景観づくりを促進するため、景観計画提案制度に基づく「地区別景観づくり計画」の提案

を求めます。

以下に、地区別景観づくり計画の策定に向けた手続きのイメージの一例を示します。

【地区別景観づくり計画の策定手続きのイメージ】



(6) 景観協議会

景観協議会は、行政や市民などが協働で景観づくりを進める際の話し合いの場であり、地区別景観づくり計画の策定段階やその後の景観づくりの実践段階などにおいて活用できます。

【具体的活用イメージ】

- ・駅前商業地などにおいて、商業活性化のまちづくりと一体となって良好な景観の創出を図るため、商店街組合などが主体となって協議会を設立。
- ・鈴鹿山脈の景観保全など広域的な課題に取り組むため、関係自治体などと協議会を設立。
- ・鈴鹿川の良好な河川景観の形成を総合的に進めるため、管理を行う行政やイベント等を行う市民団体による協議会を設立。

(7) 景観整備機構

景観整備機構は、良好な景観形成を担う主体として、景観の保全・整備に携わる能力を持つ一般公益法人、一般社団法人やNPOの中から住民活動を支援する団体や景観重要建造物・景観重要樹木の管理を行う団体について指定されるものです。地区別景観づくり計画の策定やその後の実践段階において、景観整備機構の支援を活用し景観づくりを進めることができます。

2 各種制度等の活用

市民が地区別景観づくり計画に沿って主体的に景観づくりを進めるために、前章で定めた方策のほか、景観法などに基づく各種制度等の活用を図ります。

(1) 景観地区

景観地区は、市街地の良好な景観の形成を図るために都市計画法に基づいて市が定めることができる地区です。建築物の形態意匠の制限が都市計画に定められ、地区内で建築などをする際にはこの制限内容に適合する必要があります。このように、景観地区は、景観計画に定める行為の制限よりも厳格に運用されることから、指定に当たっては地域の十分な理解が必要になります。

このため、地区別景観づくり計画の策定などを通じて、景観づくりが継続的に行われる中で、地区内における住民等の景観に対する機運が高まり、より厳格な制限が必要であるという合意が得られる場合には景観地区の指定を市へ要望することができます。

(2) 景観協定

景観協定は、市民自らが自主的規制として締結するもので、協定内容は行為の制限に定めるような建築物などのデザインのルールや、庭先に置く花の手入れの方法など、景観に関する内容であれば自由に決めることができます。さらに、協定地区の規模についても、数軒程度から始めることも可能です。このように、景観協定は市民が主体的に景観づくりを進める上で、比較的初期の段階で利用し易い制度といえます。

【具体的活用イメージ】

- ・道路を景観重要公共施設に指定することと合わせた、通り沿いの住民や事業者による協定の締結。
- ・まとまりある良好な景観形成を目的として、新規の宅地開発に伴う、一人の事業者による協定の締結。

(3) その他の法制度

良好な景観を保全・創出するために、景観法のみならず、都市計画法、建築基準法、都市緑地法など多様な法律に基づく制度があります。

このうち、都市計画法に基づく地区計画制度は、特定の地区において良好なまちなみを保全・創出するために建築物などに独自のルールを定めるもので、本市では、住宅団地などに多く活用されています。そのほか、建築基準法に基づく建築協定や都市緑地法に基づく緑地協定なども市民自らが地域の景観づくりを進めるための制度として活用することができます。

3 景観意識の醸成

景観について意識の醸成を図るため、様々な普及啓発活動を推進します。

(1) 市のホームページなどによる広報

現在、本市のホームページにおいて景観に関する情報の提供を行っているほか、「わがまち鈴鹿の景観通信」の発行などにより、市民の景観への関心を高める取組を進めています。

今後は、さらに情報内容の充実を図るとともに、地区別景観づくり計画の策定の様子を随時公開していくなど、市民が景観づくりに取り組むための機運の向上に努めます。

(2) イベントの開催

観光振興や文化振興の観点から、東海道などにおいて地域の自然や歴史、文化の魅力にふれるまち歩きなどのイベントが開催されており、これらのイベントと連携し、景観づくりの要素を加えるなどして、市民意識の高揚に努めます。

また、市民による景観づくりを促進するためのイベントとして、シンポジウムや講演会などの開催を進めます。

(3) 表彰制度の創設

景観に関して他のモデルとなるような優れた活動や建築物などを対象に、表彰する制度の創設を進めます。また、表彰された活動などについては、広報やイベントなどを通じて、より多くの市民に周知されるよう努めます。

(4) 景観形成市民団体の創設

市民及び事業者が景観づくりに関する活動を行う団体の結成を促進し、当該団体を景観形成市民団体として、市に登録することができる制度の創設を進めます。また、当該団体の活動などについて、広報やイベントなどを通じて、より多くの市民に周知されるよう努めます。